

*

後藤四郎兵衛家の分銅家業

**

馬場 章

はじめに

わが国では、江戸時代、すでに幕府によって体系的な計量統制が行われていた。ただし、度量衡に関わるすべての計量器が統制の対象となったのではなく、幕府が取り締まったのは、枡・秤・分銅の三種であり、ものさしや天秤は取り締まりの対象にはならなかった。取り締まりの対象となった三種類の計量器のうち、枡や秤の統制については、さまざまな視点から研究が進められてきた¹。枡・秤という計量器に対する幕府の統制の内容は、第一に標準的な計量器の公定、第二に計量器の製造者・販売者の指定、そして第三に計量器の検定の実施、であった。これらのうち第一と第二の統制はほぼ一体の政策として、江戸時代の比較的早い時期に実施されている。例えば、枡の場合は、寛文年間（1661-1672）までに、江戸の町年寄樽屋藤左衛門と京都の大工棟梁福井作左衛門のつくる枡が公定枡とされ、秤の場合は、承応年間（1652-1654）までに、江戸の秤職人守随彦太郎と京都の秤職人神善四郎のつくる秤が公定の秤とされた（以上の人名は原則として各家の世襲名で、代々継承された）。第三の計量器の検定が体制として確立するのは、秤の場合は承応年間にすでに基本的な体制が成立していたが、枡の場合はやや遅れて、宝暦・天明年間（1751-1788）である。

このような幕府の計量統制の運営方法をみると、次の三点を特徴として指摘しうる。第一は、幕府がみずから計量器の統制を進めたのではなく、「座」と呼ばれる特権的な町人の組織を通じて実施した点である。枡の場合は樽屋（江戸）と福井家（京都）に枡座を、秤の場合は守随家（江戸）と神家（京都）に秤座を組織させた。第二に、それらの座が必ず江戸と京都に設置されたという点である。幕府は当時の日本を東西に二分割して、東日本を江戸の座に、西日本を京都の座に支配させる二元的な体制をとったのである。江戸は幕府のお膝元で政治の中心であり、京都には朝廷があつて伝統的手工業都市でもあった。第三には、枡座や秤座がそれぞれの管轄地域に支座または出張所を置いて、計量器に対する統制を全国に徹底させたという点である。秤座の場合、江戸や京都の座と地方の支座や出張所との間には主従制にも似た関係が成立したが、枡座の場合は、幕府の枡座とは別に、藩が領内限りの枡座を独自に設置することも多かった。とくに枡の検定（江戸時代には「枡改め」と呼ばれた）に際しては、幕府の枡座と藩の枡座とが量制支配の主導権をめぐって対立することも少なくなかった²。

ところで、計量器のひとつである分銅の統制はどのように行われたのであろうか。やはり、枡や秤と同様に、幕府は彫金師後藤四郎兵衛（世襲名）に分銅座を請け負わせ、後藤家のつくる分銅を公定分銅に指定した。すなわち、幕府は後藤家の分銅で全国の分銅を統一したのである。しかし、枡座や秤座の研究に比べると、後藤家が経営した分銅座の研究は大きく立ち遅れているといわざるをえない。そこで、本稿では、後藤家が残した古文書・古記録などの分析を通じて、分銅座による分銅支配の仕組みとその特徴を整理してみたいと思う³。

*受付 1997年12月13日 **〒113 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学史料編纂所

1 後藤家の三家業

後藤家に伝わる系図（後掲「後藤四郎兵衛家略系図」参照）や家譜によると、後藤家の祖は祐乗（正奥、写真1）とされる⁴。祐乗は美濃国の出身で、京都へ出て室町幕府第八代將軍足利義政に仕えた。このときの祐乗の職能は彫金であり、とくに日本刀の装具である目貫・筭・小柄（これらを総称して三所物と呼ぶ）の製作を得意とした。祐乗の作風は美濃彫りの技法をベースとして、とくに金の発色にすぐれていた⁵。そして、その意匠は、質実剛健ななかに豪華さを誇り、当時の武士の好みに合致したものであった。室町幕府が倒壊して戦国時代に突入すると、後藤家も時代の波に翻弄された。一時没落の憂き目をみた後藤家の再興に力を尽くしたのが、第五代徳乗（光基、1550-1631）とその弟長乗（光栄、1562-1616）である。彼らは織田信長・豊臣秀吉など有力大名からの求めに応じて自己の作品を提供したので、後藤家は京都の有力な町衆に成長し、ついに、茶屋家・角倉家とならんで京都三長者の一家とみなされるまでになった。このころには、後藤家の彫金の作風は金工の本家・家元としてお家彫りと呼ばれるようになり、町彫りと呼ばれた他の金工の諸流派から区別され珍重された。また、彼らは彫金だけではなく、天正金貨の鑄造や金分銅（後述する非常備蓄用の分銅、計量用ではない）の鑄造にも従事した。後藤家では貨幣の鑄造や分銅の鑄造をそれ以前からも行っていたと思われるが、全国的に体制化された、つまり、近世的な貨幣制や権衡制との関連のもとで貨幣や分銅を製作したのは、徳乗と長乗の時代からである。徳乗は豊臣氏、長乗は徳川氏との関係が深かったといわれるが、ふたりは互いに補い一つ、後藤家の繁栄に努力した。

また、徳乗と長乗はともに男子に恵まれ、子供たちはそれぞれ分家を立てて家業を継承している。徳乗の子供たちは理兵衛家・源兵衛家を立て、長乗の子供たちは七郎兵衛家・勘兵衛家・瀬兵衛家・甚兵衛家を立てた。後藤家の家業運営の特徴は、彫金という個人の技量に依拠する家業でありながら、大判の鑄造や分銅の鑄造も含め、宗家の当主である四郎兵衛を中心に、一族の者や弟子たちが結束して家業に励んでいる点である。彼らは京都の岩栖院町（現在の上記区内）に集団で住み、みずから一団の就業規則を制定して、その遵守を義務づけていた。規則では、例えば就業時間を定め、主従長幼の序列を尊重して精勤するよう規定されている。また、彫金をはじめとする家業は、ほとんどすべて共同の細工所で行われた。

寛文2年（1662）には第十代廉乗（光侶、1628-1708）に対して幕府から江戸定詰が命じられ、ここに後藤家は、江戸に居住する宗家四郎兵衛家や分家の理兵衛家と、京都に居住するその他の分家とに分立することとなった。しかし、江戸と京都に長く別れて住んでいると、両者の間で意志の疎通も次第にうまくいけなくなり、後藤家の団結にも陰りが見えてきた。そして、両者の対立は、後述するように、京都方が江戸の四郎兵衛を京都の町奉行所に訴えるところにまで深刻化したのである。

なお、特筆すべきなのは、後藤四郎兵衛家と金座の後藤庄三郎家との関係である⁶。後藤庄三郎といえば、江戸時代の初期、徳川家康の側近のひとりとして幕府の経済政策や貿易・外交政策の推進に活躍した人物である。この庄三郎は、実は徳乗の弟子であり、江戸において家康が貨幣鑄造を企てた際に、徳乗の名代として派遣されたのであった。徳乗は自分の娘を庄三郎に嫁がせ、後藤の姓とともに、徳乗の実名である光基から光の一字を与えて光次を名乗らせるなど、庄三郎を一族の一員として厚遇したうえで江戸に下した。しかし、まもなく後藤宗家と庄三郎との関係は逆転し、家康に重用された庄三郎が幕府内で覇権を振るうようになってしまったのである。寛政年間（1789-1800）には、後藤宗家が幕府内での復権を図り、將軍謁見時の席次をめぐる、大判座後藤宗家を金座後藤家の上位につけるよう繰り返し運動するが、実現は困難であった。ところが、弘化2年（1845）、金座の不正により金座後藤家（庄三郎家はすでに断絶し、三右衛門家が継承していた）が断絶すると、後藤宗家から第十六代方乗（光

晃、1816-1856)の嫡子吉五郎(1834-1893)が後継者として金座の頭人に就任したので、ここに後藤宗家が実質的に金座をも支配することとなったのである。そして、そのまま明治維新を迎え、明治2年(1869)に大判座・金座ともに廃止された。おそらく、分銅座も同時に廃されたものと思われる。

以上のように、後藤四郎兵衛家は本来彫金を業とする家であり、その技術をもって時の権力に仕え、大判の鑄造や分銅の鑄造へと家業を広げて行ったのである。そして、貨幣の鑄造においては分銅座の頭人として、また、分銅の鑄造においては分銅座の頭人として幕府経済機構と民衆の経済社会との接点に位置付けられたのであった。後藤家は、彫金においては幕府腰物奉行の管轄下にあり、大判・分銅の鑄造においては勘定奉行の支配を受けた。

2 後藤四郎兵衛家の分銅座

2-1 分銅座の成立と組織

後藤四郎兵衛による分銅座の経営がいつごろ始まったのか、史料の上からは確定することができない。江戸時代の分銅に関する法令の初見は、寛文5年(1665)3月に、江戸・京都・大坂の町中に対して布達された町触である(史料1③)。それによると、後藤四郎兵衛以外の者が製作した「似せ分銅」の使用が禁止され、分銅の値段および分銅に打つ極印の印賃(料金)が決められて、市中の分銅は四郎兵衛方で極印を受けるように命じられている。すなわち、後藤四郎兵衛のつくる分銅が幕府の公定分銅とされ、市中の分銅は必ず四郎兵衛方で極印を受けなければならなくなったのである。したがって、遅くともこのときまでに後藤家の分銅座としての基本的な機能が成立したといえることができる。ただし、ここでいう極印の押印が、のちに述べるような分銅の検定(江戸時代には「分銅改め」と呼ばれた)と同様のものであったかどうかは即断できない。

分銅座の組織・機構に関しても、残念ながら、現在明確にその姿を把握しきれていない。おそらく長い期間においては分銅座の機構も変化したであろうし、なによりも、前述した四郎兵衛の江戸移住の前と後とでは、明らかに機構上の変化があったであろうと思われる。さらに、分銅座と大判座との機構上の関連など今後検討しなければならない課題もある。ただし、後述する分銅改めに関する史料などから、おぼろげながら分銅座の機構を伺うことができるので、ここでその概略に触れておきたい。

まず、後藤家が江戸と京都に分住しても、家業の中心となるのは江戸の四郎兵衛家であり、分銅座の基本的な機構も江戸に置かれていた。江戸の後藤家の屋敷は時代によって移動するが、本両替町(現在の銀座一丁目、数寄屋橋東側付近)の拝領地内にあった期間が最も長い。拝領地は二分割され、一方には四郎兵衛の私宅が、他方には大判座や分銅座の役所および作業場が設置された。大判座は幕府の命令で大判の改鑄が行われるときにだけ開設される非常設＝臨時の役所であり、おそらく分銅座も大判座の設置期間に応じて併設されたものと考えられる。ゆえに、分銅の鑄造には大判の鑄造に用いられる設備が転用されたのであろう。

分銅座は後藤四郎兵衛を頭人とし、そのもとに付属する役人と職人とから構成されていた。役人は座の事務方を司るとともに職人を統括する役目を負っていた。そして、職人には、大別して、分銅を原材料から蒔型に成形するまでを担当する吹下職人と、成形された分銅に細工を加え、微調整して最後に極印を打つ細工職人とがいた。ただし、出来上がった分銅が後述する基準分銅(後述する「正本分銅」、いわゆる御本分銅)の重量に合致するかどうか調べるのは職人ではなく役人の仕事である。なお、後藤一族の分住に応じて、職人も江戸と京都の双方にそれぞれ所属していたが、役人は基本的に江戸居住であった。京都方の職人の統括には、京都に居住する後藤分家のうちのひとりが当たった。それは時代に

よって交代したが、分家七郎兵衛家か七郎右衛門家の当主であることが多かったようである。

2-2 分銅の種類と値段

次に、江戸時代に分銅座でつくられ市中に流通した分銅についてみてみよう。そもそも分銅には、大別すると、金銀などの貴金属を非常備蓄用（多くは軍用）として大きな繭の形に鋳出す千枚分銅（原材料から金分銅・銀分銅ともいう）と、天秤に掛かる片方の皿の上に乗せて貴金属や薬種などの計量に使用された金銀掛分銅との二種類が存在したが、ここでは、計量に使用された分銅ということで、後者についてみていくことにする⁷。

江戸時代の分銅は繭型をしており、世界史的にはヴァイオリン型分銅に分類される⁸。表面にはその分銅固有の重量が計数表示され、さらに、製作責任者である後藤四郎兵衛の花押が線刻されるとともに、豊臣秀吉から許可されたという後藤家の家紋である五三桐の極印が押される。さらに、側面には偽造防止のための刻印が規則正しく押された。なお、後述する分銅の検定に合格した場合には、表面に合格印が押されている。

市中に出回った分銅は19種類あった。最大が500目で、順に300目・200目・100目・50目・40目・30目・20目・10目・5匁・4匁・3匁・2匁・1匁・5分（読み方は「ふん」、金貨の単位である「ぶ」=歩と区別される）・4分・3分・2分、そして、最小が1分である。これらのうち500目と300目の分銅はバラで個別に取り扱われ、200目から1分までの17個の分銅はセットでまとめて取り扱われた。後者のセットの組を、揃いで1面または1流と呼ぶ。なお、後藤四郎兵衛家には1分以下の極小分銅が5個セットで多数存在している（東京大学文学部考古学研究室所蔵、写真2）が、これらの法令上の規定が見当たらず、極小分銅鑄造の法的根拠や極小分銅の具体的な用途については不明であり、今後の解明を待たなければならない。

ところで、後藤四郎兵衛家には極小分銅の他に、非常に簡略なつくりの比較的大型の分銅が残されている（東京大学文学部考古学研究室所蔵、写真3①・②）。形態は繭型であることに変わりはないが、表面に線刻された計数および後藤の姓が、市中に出回った分銅に比べて粗略なのである。ところが、これらの分銅の裏を返してみると「正本」の文字が横に並べて刻まれており、これらの分銅がとりもなおさず基準分銅であることを示している。これを近代風に呼べば、キログラム原器ということになるだろうか。基準分銅の厳密な重量計測など本格的調査は、その具体的な使われ方の解明も含めて今後の課題である。

分銅の値段は後藤家からの出願によって幕府勘定方が許可する仕組みになっており、その価額は時代によって変化した。史料の上で確認できる寛文年間以降における分銅の値段の変化を大雑把に追ってみたい（表1）。江戸時代を通じて寛文年間と正徳4年（1747）の2回ほど値下げを行っているが、その他の改定はすべて値上げである。値下げの理由は原料となる銅の価格低下であった。元文3年（1738）になると分銅の値段は安定し、500目1個が銀18匁3分、300目1個12匁2分、200目以下1面が33匁と定められた。その後百年以上にわたって分銅の値段には変化がなかったから、江戸時代の分銅の値段は元文年間制定の値段をもって代表させてよいかも知れない。しかし、幕末になると、弘化4年以降頻繁に分銅の値上げが行われ、ついには元文年間の値段の2倍半にまで高騰する。なお弘化4年以降の値上げはすべて期限付きであり、1年間～5年間に限定しての値上げであったが、実際には値上げの期限切れと同時に次の値上げ申請が分銅座から出願されているので、分銅の値段が元文年間の水準に戻ることはなかった。また、弘化年間以降の値段は、すべて、元文年間制定の値段の何割増しにするかという形で改定されている。このことから、元文年間に制定された値段が江戸時代における分銅価格の基準とみなすことができよう。

分銅の値段を構成した要素は、原料となる銅の相場・吹下値段・工料そして分銅座の利潤である。吹下値段は、吹下職人に支払われる賃金部分である。工料というのは、試方値段あるいは細工料ともいい、

分銅の微調整・分銅の重量の計測・極印の押捺という細工方の工程に応じて、毛切料・極印料そして試料という名目で各職人に支払われるべき賃金・手数料部分のことである。これらに分銅座の利益分が加えられて、分銅の値段が決定された。

3 分銅の検定＝分銅改め

3-1 分銅改めと後藤家

分銅の検定には、江戸時代における他の計量器の検定がそうであったように、二つの側面がある。第一は幕府の計量統制の一環であり、幕府が公定する分銅座の分銅で全国に流通する分銅を統一するために大きな役割を果たした。第二は、分銅座の利益の拡大である。分銅の改め賃料は原則として無料であったが、検定に合格した分銅には分銅座の役人に極印料を払って新たに極印を打ってもらわなければならなかった。また、検定に不合格だった分銅は修理をするか、さもなければ没収された。修理は分銅座に依頼しなければならず、その修理代は分銅座が独占した。そして、没収された分銅は分銅座の手によって新分銅の原料となったのである。

分銅座後藤四郎兵衛による分銅の検定は、前述したように、すでに寛文5年には始まっていた可能性がある。しかし、現段階では史料がとぼしく、寛文年間の検定が後年みられるような制度化された検定と同一のものかどうかは不明である。時代による変化を考慮するならば、むしろ両者は異なるものであり、寛文年間の極印の押印は、後年に体制化・体系化された検定の原初的形態と考えるのが自然であろう。

ところで、分銅改めの実施をめぐり、前述したように、江戸の後藤四郎兵衛家と京都の分家との間で争論が起こっている。享保12年(1727)11月、京都の後藤勘兵衛・同七郎右衛門・同源右衛門ら各分家の当主が、京都町奉行所に江戸在住の四郎兵衛を訴えたのである。そのときの訴状によれば、京都方の主要な言い分は、次の通りである(史料1①)。

- ①市中に「似せ分銅」が出回っているので分銅改めを実施したいが、江戸の四郎兵衛が分銅改めに同意しない。
- ②四郎兵衛は江戸に居住しているので、西日本で使われている分銅の事情に不案内である。ゆえに、四郎兵衛は分銅改めの必要性が認識できない。
- ③四郎兵衛は一族の長でありながら、本来なら一族入用資金として納めるべき知行米やその他の収益金を差し出さない。
- ④その他にも、四郎兵衛は一族の規律を無視して、わがままな振る舞いが目立つ。
- ⑤分銅の御用は元来京都方で行ってきているので、今後も京都の七郎兵衛家に命じてほしい。
- ⑥大判墨書の書き替えは元来江戸・京都双方で行ってきたが、近年は江戸の四郎兵衛が独占しているので、元通り京都方にも命じてほしい。

第六点目の主張だけは、分銅ではなく、後藤家のもうひとつの家業である大判の鑄造(この場合は大判の表面にある墨書の書替え)に関わる争点である。ただし、6点に亙るの争点は京都方の一方的な言い分であるから、主張のすべてを正当なものとするわけにはいかない。また、これらの主張に対する江戸の四郎兵衛の反論内容が不明なので、残念ながら、事の真偽を確定することは不可能である。

後藤一族内部における京都方と江戸方の紛争は、京都町奉行の斡旋もあって、享保14年には決着した(史料2)。決着の要因として人々が最優先させたのは後藤一族の結束である。一族が分裂していたのでは、大判や分銅という幕府の御用を十全に勤めることはできないから、江戸に居住する宗家の四郎

兵衛を中心に一族の再団結を図り、江戸方と京都方が一致して幕府の御用を実現しようというのである。京都の後藤分家は、幕府に直結して一族内部で圧倒的名声を誇る四郎兵衛を抜きにしては自分達の家業自体が成り立たないことを十分承知していたから、江戸方に譲歩し、訴訟の終結に同意したのであった。このような論理は、もともと封建的家制度を堅持しようとする幕府の論理でもあるが、枡座や秤座のように東西の座を別々の家で経営する計量器関係の座にはみることのできない、後藤家の分銅座だけにみることのできる論理でもある。

3-2 分銅改めの手順と方法

枡や秤などの計量器の検定と同様に、分銅の場合も、まず分銅座から検定の出願が出された。それに基づいて幕府が検定を許可し、幕令・町触等が布達されて、市中の人々に分銅改めの実施が知らされたのである⁹。幕令や町触には後藤四郎兵衛方で検定を行うことが明記され、さらに、分銅に打つ極印の料金（印賃）なども記されていた。分銅座の役人は江戸伝馬町の町役人から伝馬証文を交付されて、街道筋の宿場間の伝馬を使用することができた。ただし、江戸町中の分銅改めを別として、京都・大坂をはじめとする全国に分銅改めに宗家の四郎兵衛が同行することはなく、実際には、後藤一族の分家の当主を筆頭に分銅座の役人らが随行した。彼らは分銅改めで巡回する町村を管轄する役所に対して、あらかじめ分銅改めの届けを提出した。地方の役所からは、町や村に対して触れ流しが出された。それを受けて町村では、町村内に存在する分銅の種類や持主などを書き上げた「分銅員数帳」を作成し、改め役人に提出した。「員数帳」には、前回の検定の際に所持していたにも関わらず、その後紛失・焼失・売却などによってこの度の改め時には分銅を所持していない場合、その当事者名や不所持の理由までも詳細に書き上げられている。この「員数帳」を分析することで、江戸時代の人々が、どのような大きさの分銅をどれだけ所持していたかという実態が判明する。

出張先において分銅改めのための役所が開設されると、検定の対象となる町村から順番に分銅を役所に持参させた。役所では、あらかじめ提出されている「員数帳」と照合させながら、分銅の極印が正規のものかを鑑定し、分銅の重量に誤りがないかを測定した。そして、合格した分銅にはあらためて極印を打って料金を徴収したのである。不合格となった分銅は改め役人によって回収された。また、求めに応じて、改め役人は新規に分銅を販売もした。分銅の検定が終了すると、改め役人は地方の役所に皆済届（終了届）を提出して次の土地へと巡回していった。

なお、分銅の極印料は、500 目分銅が1個銀5匁、300 目が1個銀3匁、200 目以下1流が銀8匁であり、この額は江戸時代を通じて変化していない。

3-3 分銅の所持状況

安政3年（1855）、伊賀国（現在の三重県の一部）における分銅改めの際に提出された「分銅員数帳」（大判座後藤家文書、東京大学史料編纂所蔵）をもとに、当時の人々がどのような種類の分銅をどれくらい所持していたのかをみてみたい。分銅改めは当時の支配領域である幕府領・禁裏御料・藩領の境界とは関係なく、国単位で実施されているが、安政3年の伊賀国の場合は、国の領域全体にわたって分銅の所持状況が判明する希有な例である。「分銅員数帳」は、基本的に、郷方（農村部、表2①）、上野町（表②）、名張町（表③）の三冊からなる。

全体を見渡していえることは、そもそも分銅の所持人数と所持分銅数とがともに少ないということである。伊賀国郷方102か村のうち分銅を所持する者がいるのは13か村のみで、他の89か村では分銅の所持が1件もない。

その前提の上で、まず、上野・名張という町方とその他の郷方とを比較してみると、町方における所持人数・分銅数が郷方よりも圧倒的に多い。天秤を使用する諸商人は町方に集住していたから、これは

当然のことである。郷方において分銅を所持する者も、屋号を名乗ったり別名が注記されているので、小規模ながら農業以外の生業、例えば商業などに従事していたらしいことが分かる。

所持している分銅の種類という点からみれば、分銅1個を単独で所持するよりも、セットで所持するケースが多いことが分かる。そして、300目下、すなわち300目分銅1個プラス200目下分銅1流17個、合計18個というケースが圧倒的に多い。ついで多いのは200目下分銅のセットであり、500目下分銅のセットを所持するケースは極めて少ない。そもそも単独でさえ500目分銅を所持する場合は少ない。したがって、当時の一般的な需要は、300目から1分までの比較的中クラスの分銅であったということができよう。

なお、伊賀国の事例では確認できないが、慶応2年(1866)に近江国で実施された分銅改めの際に作成された「分銅員数帳」をみると、村落全体が共同で分銅を所持する村持ち分銅の例が認められる。すでに、枡や秤が共同所持されている例は確認されているが、分銅においても同様であったのである。分銅の価格や使用頻度を勘案した場合に、個々人で所持するよりも村として共同で持っていた方が有利かつ便利と判断されたからであろうが、同時に、このような所持形態は近世的な村落共同体の規制の一環とみなすこともできよう。

おわりに

最後に、江戸時代に幕府によって統制をうけた枡・秤と分銅との比較をしてみたい。枡や秤の場合、江戸と京都にそれぞれ別の家が経営する枡座・秤座を開設し、日本を東西に二分割し、それぞれ分掌させて実際の計量器の統制を行わせたのに対して、分銅の場合は、後藤四郎兵衛家だけが江戸に分銅座を開き全国の分銅を統制したという点が異なっている。ただし、後藤家は京都に分家を残しており、西日本における分銅の統制はもっぱら京都の分家が担当した。結果的に、江戸と京都を拠点として計量器を統制したという点では、枡座や秤座とも共通するのである。したがって、江戸幕府は、分銅の場合も枡や秤の場合と同様の原則によって、全国の統制を行ったということができる。

なお、注意しなければならないのは、後藤家の側からみると、分銅座としての分銅統制は後藤家の三家業のひとつであったという点である。彫金・大判・分銅という後藤家の三家業は、後藤四郎兵衛を中心とする後藤一族が有する技術の特質に起因しており、後藤家は、当時としては極めて高いレベルの技術を保持していたのである。残念ながら、後藤家の総収入に対して分銅座の収入の占める割合は不明であるが、後藤家はそれぞれの家業を別個に経営していたわけではない。したがって、後藤家による分銅支配を考える場合、他の家業である彫金や大判との関連に十分留意する必要がある。

本稿では、江戸時代の計量器のひとつである分銅を支配した後藤家と分銅座について、後藤家の来歴・分銅座の成立と機構、そして分銅改めの実施方法と分銅の所持状況を概観してきた。冒頭にも述べたように、枡や秤の研究に比べて分銅の研究は大幅に遅れているのが現状であり、その理由は、史料の所在が不明であったことと情報が共有されてこなかったことにあると思われる。本稿で述べてきたことはいずれも江戸時代の分銅および分銅座研究の基本であり、これら基礎的事実のうえに、今後研究を深化させていかなければならない。

注)

¹ 枅や秤に関する研究は少なくないが、それらに対する統制の問題に限定した主要な論考は次の通りである。枅については、脇田修「京枅座について」(『史林』第46巻4号、1963)、隼田嘉彦「近世初期における枅の統制」(広島史学研究会『史学研究』103号、1968)、藤井譲治「寛文以前の江戸枅について」(『神戸大学文学部三十周年記念論集』1979)、同「江戸幕府寛文期の枅統制」(『日本史研究』204号、1979)、同「秤座・枅座における東西分掌体制の成立」(『日本歴史』376号、1979)、馬場章「江戸時代における量制統制の形態—幕府・水戸藩の枅統制を中心に—」(『日本史研究』290号、1986)、同「江戸時代における『似せ枅』の摘発—幕府・水戸藩の場合を中心に—」(早稲田大学大学院文学研究科『文学研究科紀要 史学・哲学編』第13集、1986)、同「江戸時代における量制統制の一側面」(『計量史研究』第9巻1号、1987)、同「越後国高田藩の量制統制」(『地方史研究』229号、1991)、秤については、林英夫『秤座』(吉川弘文館、1973)、馬場章「地方秤座による秤支配の実態—津秤座の秤改めを中心に—」(『三重県史研究』第8号、1992)。

² 以上のような近世の計量統制の全体像については、拙稿「近世日本の計量統制」(『歴史学研究』第690号、1996)で述べたことがある。

³ 後藤家に関する史料には、後藤四郎兵衛家史料(東京大学史料編纂所寄託)、大判座後藤家文書(東京大学史料編纂所所蔵)、後藤家資料(東京芸術大学所蔵)、後藤勘兵衛家史料(京都大学総合博物館寄託)、金座古文書(日本銀行金融研究所所蔵)などがある。本稿では、特別な場合を除いて一々出典を注記しないが、多くはこれらの史料に基づいている。

⁴ 後藤四郎兵衛家の歴代当主については、木村荘五『江戸時代の金座』(東京市役所、1931、復刻 聚海書林、1988)に詳しい。また、拙稿「大判座後藤家の栄光」(国立歴史民俗博物館企画展図録『お金の玉手箱』1997)も参照されたい。

⁵ 金工としての後藤家に関する文献は非常に多いが、その作風を汁には、さしあたり特別展図録『後藤家十七代の刀装具』(佐野美術館・根津美術館・徳川美術館、1994)が手ごろである。なお、本家四郎兵衛家以外の分家の作品を研究したものとして、辻本直男監修、笠原光寿・秋元繁雄共著『京後藤の研究』1989がある。

⁶ 後藤四郎兵衛家と庄三郎との関係については、中田易直「後藤庄三郎の出自について」(『(中央大学史学科)紀要』100号、1981)に詳しい。

⁷ 非常備蓄用の分銅に関する研究として、遠藤佐々喜「徳川幕府非常用の金銀分銅の研究」(『史学』第3巻第1号)がある。

⁸ Bruno Kisch: *SCALES & WEIGHTS*, New Haven and London: Yale University Press, 1965.

⁹ 以下の分銅改めの手順は、「分銅御用諸書留」(大判座後藤家文書、東京大学史料編纂所所蔵)による。

Goto Shirobei family's *fundo* (metal weights) business

Akira BABA

In Edo Period Goto Shirobei family monopolized manufacture and sale of the official metal weights. Their founder was Goto Yujo who was in the service of Ashikaga Yoshimasa. Goto family's business was constituted of three works as a goldsmith, a big gold coin maker and a metal weight maker. These works were not quite separate, but their management and operation are basically independent. Search and Study for Goto family as an official metal maker is now later to my regret. The largest reason is that we do not know where historical materials of Goto family are. On the foundation of the Ministry of Education we are now arranging them in all over Japan. I would like to offer information. And I want to take a bird-eye view of realization and formation of metal weight office, and method of sale and examination of metal weights in this report.